

第2弾「マイナンバーの利用範囲は？」

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

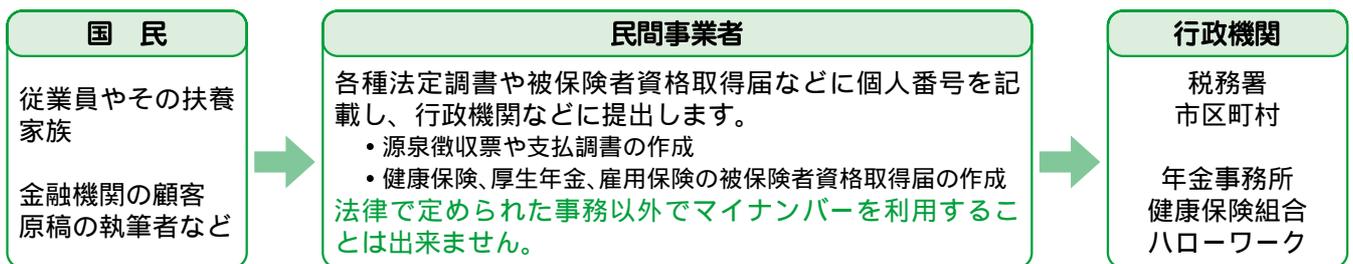


マイナンバーは、例えば次のような場面で使われます。

- 毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。
- 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- 証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します。
- 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。

国民のみなさんは行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります

民間事業者も、税や社会保険の手続きでマイナンバーを取り扱います。



【お問合せ】総務・情報部門 東出

「新たなビジネスモデルの創造」
「セキュリティなど進化するネットワークへの対応」
ワンストップソリューションをご提案

FUJITSU パートナー
扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》
<http://www.fusodentsu.co.jp>